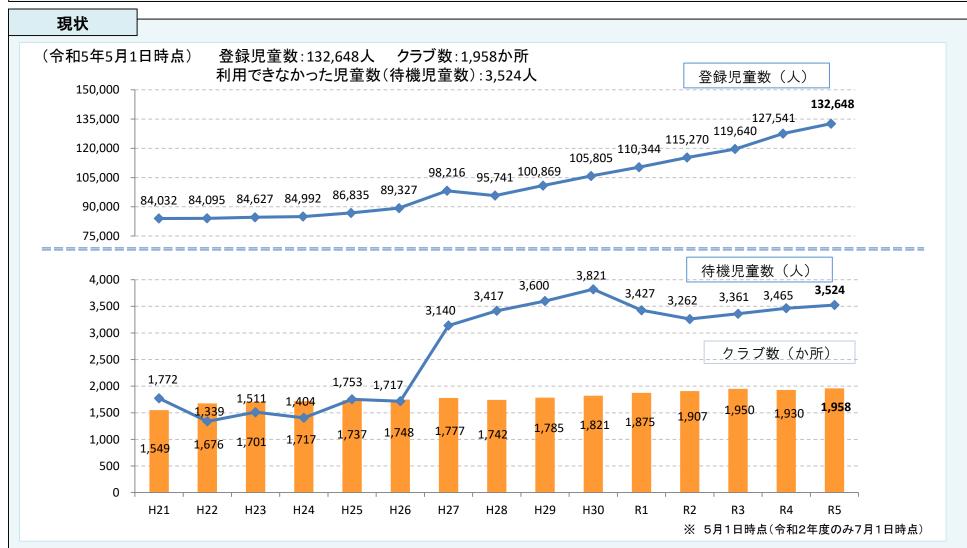
## 東京都における学童クラブ事業の概要

## 事業の内容及び方針

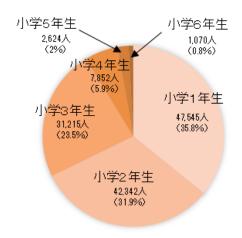
- 共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館などで、放課後等に適切な遊び及び生活 の場を与えて、その健全な育成を図る。【児童福祉法第6条の3第2項】
- 〇 依然として高いニーズに対応するため、地域の実情に応じて整備を進める区市町村を支援し、令和2年度から令和6年度までに学 童クラブの登録児童数25,000人増を目指す。【東京都子供・子育て支援総合計画(第2期)】



# 都内学童クラブの現状①

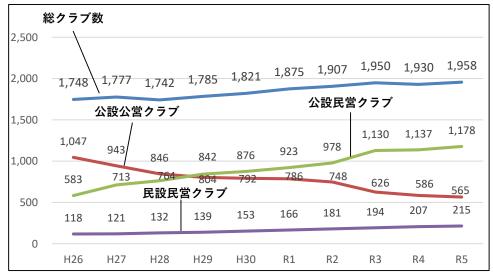
#### ○学年別登録児童数(令和5年5月1日時点)

小学1年生から3年生までで全体の約91%を占める。



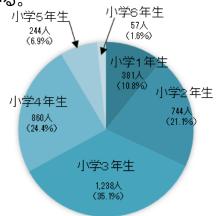
#### 〇学童クラブ数(設置・運営主体別)

公設民営の学童クラブ数が増加する一方、公設公営の学童クラブ数は減少し、民設民営の学童クラブ数は微増となっている。



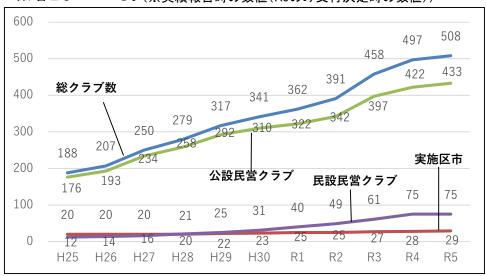
## ○学年別待機児童数(令和5年5月1日時点)

小学3年生が35.1%、次いで小学4年生が24.4%、小学2年生が21.1%となっている。



## 〇都型学童クラブ数(設置・運営主体別)

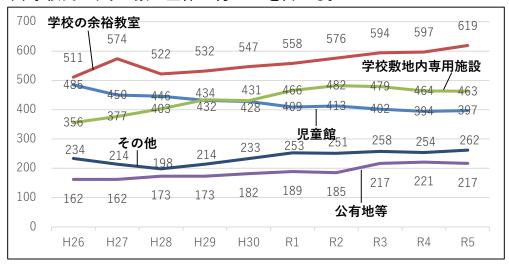
公設民営の学童クラブ数が増加し、民設民営の学童クラブ数は 微増となっている。(※実績報告時の数値(R5のみ交付決定時の数値))



# 都内学童クラブの現状②

#### 〇学童クラブ数(実施場所別)

学校の余裕教室が一番多く、次いで学校敷地内専用施設となっており、学校内のクラブ数が全体の約55%を占める。

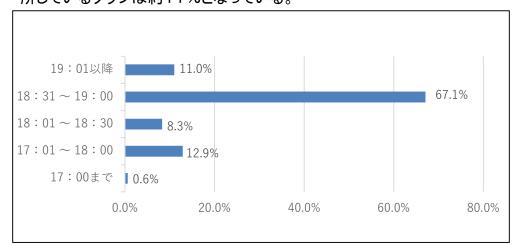


## 〇実施規模別の支援の単位数(令和5年5月1日時点) 41人以上の支援の単位が全体の約41%を占める。

実施規模別支援の単位数					
10人以下	59	(2.0%)			
11人~20人	96	(3.3%)			
21人~30人	540	(18.6%)			
3 1人~4 0人	1,007	(34.7%)			
4 1人~50人	549	(18.9%)			
51人~60人	271	(9.3%)			
61人~70人	161	(5.5%)			
7 1人以上	220	(7.6%)			
計	2,903	(100.0%)			

## 〇平日の終了時刻(令和5年5月1日時点)

19時までの開所が全体の約89%を占めており、19時を超えた開所しているクラブは約11%となっている。



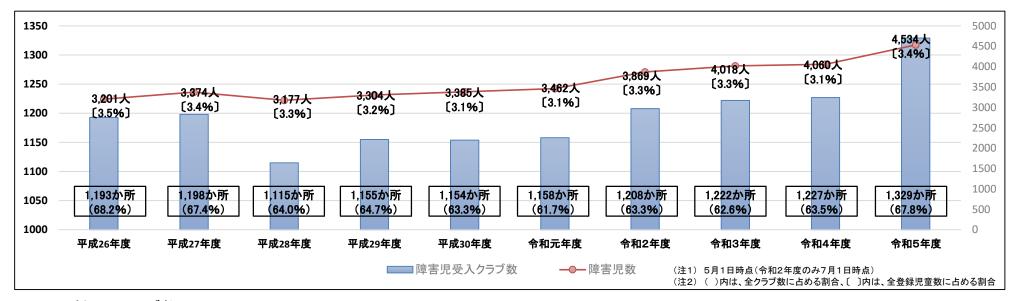
## **○雇用形態別の職員数**(令和5年5月1日時点) 常勤職員が全体の約36%を占める。



# 都内学童クラブの現状③

## 〇障害児の受入れ状況

障害児数及び障害児受入れクラブ数は共に増加傾向である。



## 〇利用料別のクラブ数 (令和5年5月1日時点)

利用料の月額が10,000円未満のクラブ数が全体の約95%を占める。

	<b>父公米</b> h	総数			内	訳		
ተህ <i>ተ</i> ተነቶት	松致		公設公	営	公設	民営	民設!	民営
2,000円未満	2	(0.1%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	2	(0.9%)
2,000~4,000円未満	181	(9.2%)	79	(14.0%)	84	(7.1%)	18	(8.4%)
4,000~6,000円未満	1023	(52.2%)	303	(53.6%)	620	(52.6%)	100	(46.5%)
6,000~8,000円未満	557	(28.4%)	149	(26.4%)	361	(30.6%)	47	(21.9%)
8,000~10,000円未満	85	(4.3%)	8	(1.4%)	74	(6.3%)	3	(1.4%)
10,000~12,000円未満	57	(2.9%)	25	(4.4%)	20	(1.7%)	12	(5.6%)
12,000~14,000円未満	3	(0.2%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	3	(1.4%)
14,000~16,000円未満	6	(0.3%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	6	(2.8%)
16,000~18,000円未満	2	(0.1%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	2	(0.9%)
18,000~20,000円未満	2	(0.1%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	2	(0.9%)
20,000円以上	20	(1.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	20	(9.3%)
おやつ代等のみ徴収	20	(1.0%)	1	(0.2%)	19	(1.6%)	0	(0.0%)
合計	1958		565		1178		215	

4

# 学童クラブの設備運営基準及び都型学童クラブについて

- ➤ 運営形態は公設公営、公設民営、民設民営の3つであり、民設民営については区市町村への届出制
- ⇒ 学童クラブの設備及び運営の基準については、区市町村が国の基準を参酌し、条例で制定
- ▶ 都は、開所時間の延長などサービスの質の向上を図るとともに、民間事業者の参入を進めるため、

平成22年度から都型学童クラブを実施【29区市508クラブ※令和5年度交付決定ベース】

	国基準	都型学童クラブ
運営形態	公設公営、公設民営、民設民営	<u>公設民営、民設民営</u>
開所時間	・平日1日 <b>3時間以上</b> ・授業の休業日は1日8時間以上	・平日 <u>午後7時以降</u> まで ・授業の休業日は午前8時から <u>午後7時以降</u> まで
開所日数	年間250日以上	<u>毎日</u> (日曜・祝祭日・年末年始を除く)
規模	1つの支援単位で、 <u>概ね</u> 40人以下( <u>上限なし</u> )	1つの支援単位で、概ね40人以下( <b>上限70名</b> )
専用区画	児童1人につき <b>概ね</b> 1.65㎡以上	児童1人につき1.65㎡以上 <b>確保</b>
職員体制	1支援の単位につき、放課後児童支援員を2人以上配置	1支援単位につき、放課後児童支援員を2人以上配置 1事業所につき、 <u>放課後児童支援員のうち1人は常勤</u>

## 【国庫補助】

## ≪運営費≫

子ども:子育て支援交付金

補助基準額:年額4,868千円/支援

※基本分(児童数が36~45人の場合)

補助率: 国1/3、都1/3、区市町村1/3

## 【都型学童クラブ事業】

#### ≪運営費≫

子ども:子育て支援交付金の上乗せ 補助基準額:月額346千円/支援

※児童数が36人~45人の場合

補助率:都1/2、区市町村1/2

# 令和6年度 学童クラブ事業費補助概要

		I	
事業名	目的・内容等	補助基準額	都補助率
~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~	学童クラブの運営に係る経費を補助する。	2,107千円~6,552	1/3
学童クラブ事業		千円/支援	
学童クラブ環境整	学童クラブの設置促進を図るため、既存の小学校の余裕教室等の改修や必要な設備の整備等	1,000千円~	1/3~
備事業	に係る経費について補助する	13,000千円/所	2/3
障害児受入推進事	障害児を受け入れるために必要な専門知識等を有する放課後児童支援員等の配置に係る経費	2,059千円/支援	1/3
業	を補助する。		
学童クラブ運営支	学童クラブの量的拡充・待機児童の解消を図るため、学童クラブ事業を新たに実施するため	2,500千円~6,100	1/3
援事業	に必要な賃借料等を補助する。	千円/支援	
** * = - ** * * * * * * * * * * * * * *	地域の需給バランスの改善・待機児童の解消を図るため、学童クラブ事業を学校敷地外で実	536千円~1,073千	1/3
学童クラブ送迎支	施している場合に、地域人材による児童への付き添いや、バス等の送迎を行うために係る経	円/支援	
援事業	費を補助する。		
<b>北</b> 無後旧 <del>立</del> 士垣日	学童クラブの質の向上及び保育所との開所時間の乖離の縮小を図るため、18時半を超えて開	1,678千円~3,158	1/3
放課後児童支援員	所する学童クラブに対して、家庭、学校等との連絡及び情報交換等の業務に従事する職員を	千円/支援	
等処遇改善事業	配置する場合に、当該職員の賃金改善に必要な経費の一部を補助する。		
障害児受入強化推	障害児の受入れに必要となる専門知識等を有する放課後支援員等の配置、医療的ケア児を受	1,353千円~6,117	1/3
進事業	け入れる場合に必要な看護職員等の配置及び送迎支援に係る経費を補助する。	千円/支援	
小規模学童クラブ	1支援単位を構成する児童の数が19人以下の小規模な学童クラブ事業所に複数の放課後児童	643千円/支援	1/3
支援事業	支援員等を配置する経費を補助する。		
		1	

学童クラブにおけ	学童クラブにおいて、要支援児童及び要保護児童並びにその保護者に対応する職員を配置す	1,369千円/所	1/3
る要支援児童等対	るための経費を補助する。		
応推進事業			
~ + + = ~ <del>*</del>	学童クラブ事業の育成支援の内容の向上を図るため、遊び及び生活の場の消毒・清掃、おや	1,451千円~2,902	1/3~
学童クラブ育成支	つの発注・購入、会計事務等の運営に関わる業務、児童の宿題等の学習活動が自主的に行え	千円/支援	1/2
援体制強化事業	る環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等に係る経費を補助する。		
学童クラブ第三者	学童クラブ事業の質の向上を図るため、第三者評価の受審に必要となる費用を補助する。	300千円~600千円	1/3~
評価受審推進事業		/所	10/10
放課後児童支援員	経験等に応じた放課後児童支援員の処遇改善の促進を図るため、経験年数や研修実績等に応	131千円~394千円	1/3
キャリアアップ処	じた段階的な賃金改善の仕組を設けることを目指す又は設けている場合に、段階に応じた賃	/人	
遇改善事業	金改善に必要な経費の一部を補助する。		
学童クラブ開設準	学童クラブの短期集中的な設置促進・待機児童の解消を図るため、空家や空き店舗等の既存	750千円/支援	2/3
備支援事業	施設を活用して学童クラブ事業を新たに実施するために必要な開所前の賃借料を補助する。		
学童クラブにおけ	医療的ケア児等の放課後や長期休暇等における居場所を確保し、保護者が子育てと仕事を両	7,500千円/支援	1/2
る医療的ケア児受	立して、安心して働き続けることができるよう、学童クラブにおいて医療的ケア児を受け入		
入支援事業	れるために必要な看護職員等の配置や送迎に係る費用を補助する。		
放課後児童支援員	学童クラブ職員に対する3%程度(月額9,000円相当)の賃金改善に必要な費用を補助する。	11千円×賃金改善	1/3
等処遇改善事業		対象者数×事業実	
(月額9,000円相当		施月数/支援	
賃金改善)			
学童クラブ利用調	早期の待機児童解消を図るため、利用調整や学童クラブ設置場所確保の支援等を行う職員を	4,258千円/区市町	1/3
整支援事業	配置するために必要な費用を補助する。	村	
災害時学童クラブ	令和6年度能登半島地震により、学童クラブ事業所を臨時休業等した場合等において、 区市	280千円 (月額)	1/3
利用料支援事業	町村が保護者へ減免又は、返還する利用料相当額の一部について補助する。	/支援	

# 学童クラブ育成支援体制強化事業の拡充について

## 事業拡充内容について

## 事業の目的

学童クラブ事業における育成支援の内容の向上を図るため、設備運営基準に規定する職員体制に加え、育成支援の周辺業務を行う職員(「運営事務等を行う職員」)の配置経費支援について、国の補助基準額に上乗せ補助等を実施する。

#### 事業内容

#### 【補助要件】

- ・学童クラブ事業に基づく職員体制に加え、運営事務等を行う職員の配置等を行う。
- 運営事務等を行う職員の業務は、以下の業務を行うこととする。
- ①業務の実施状況に関する日誌(子供の出欠席、職員の服務に関する状況等)の作成
- ②おやつの発注、購入等
- ③遊びの環境と施設の安全点検、衛生管理(清掃や消毒等)、整理整頓
- 4会計事務等
- ⑤児童の宿題等の学習活動が自主的に行える環境整備の補助
- ⑥その他、学童クラブの運営に関わる業務や育成支援の周辺業務
- ※学童クラブ内の昼食提供業務(昼食等の発注業務等)も、運営事務等を行う職員の業務範囲に含まれる。

## 【補助対象経費】

運営事務等を行う職員の配置に係る経費

#### 【補助基準額、補助負担割合】

	DX 1111-012-01-01-01							
	R5年度	R6年度	拡				רו	
補 助 基準額	1,451千円/1支援単位	2, 902千円/1支援単位	充	都1/2	区	市町村1/2	}	1,451千円
補 助負担割合	国1/3 都1/3 区市町村1/3	上乗せ分(1,451千円): <b>都1/2 区市町村1/2</b> 既存分(1,451千円):国1/3 <u>都1/3</u> 区市町村 <b>-</b> 1/3		国 1/3	都 1/3	区市町村 1/3	<u>}</u>	1,451千円

## 令和6年度予算額

9.171.996千円(「学童クラブ事業費補助」)

# 学童クラブ第三者評価受審推進の拡充について

## 事業拡充内容について

## 事業の目的

令和6年度から学童クラブが対象となる「東京都福祉サービス第三者評価」の受審を促進するため、国の補助基準額の上乗せ補助等を 実施する。

## 事業内容

## ●国制度と都制度の違い

	国制度	都制度
実施団体	任意の評価団体、評価者	東京都福祉保健財団が認証する団体や評価者(養成講習修了等の要件あり)
実施内容	事業評価中心	事業評価+ <b>利用者調査</b>
事業評価の項目	国の定めたガイドライン	国のガイドラインをベースに、 <b>リスク管理や学校との連携・特に配慮が必要な子供への対応等の</b> <b>評価項目により詳細な項目を設定</b> ※現在WGで詳細な評価項目を検討中
結果の公表	各自治体HP等で掲載	「とうきょう福祉ナビゲーション」でも掲載

## ●補助内容

<国制度に則って受審した場合>

(1)国で定めたガイドラインに基づき、 第三者評価を受審すること (2)3年に1度	
<b>補助基準額</b> 300千円	
補助割合 国1/3 都1/3 区市町村1/3	

<都上乗せ基準に則って受審した場合>

補助要件	①東京都福祉サービス評価推進機構による、 「東京都福祉サービス第三者評価』を受審すること ② 3 年に 1 度		
補助基準額	600千円		
補助割合	都10/10 (ただし、国負担分を差し引く)		

## 令和6年度予算額

## 学童クラブにおける昼食提供支援事業について

## 事業の目的

長期休業期間において、学童クラブで昼食提供を行う区市町村を支援することにより、事業所における昼食発注・集金等の業務負担 軽減や利用児童の食の安全の確保を図る。

## 事業の内容

## 【補助要件】

- 各区市町村において昼食提供のマニュアル等を備えて実施すること。
- ・対象経費が国庫補助と重複する場合については、国庫補助を申請し、本事業の対象経費から差し引くこと。

## 【対象経費】

- ・配食・集金等に係る弁当注文システムに係る経費(システム利用に係る手数料等)
- 運搬や調理等に係る経費(仕出し弁当の運搬経費や自園調理に係る経費等)
- ※食材費については、補助対象外とする。
- ※学童クラブ内で昼食提供業務を行う事務員の配置に係る経費は、学童クラブ育成支援体制強化事業(国庫補助)で補助するため、本事業では補助対象外とする。

#### 【補助基準額】

1クラブあたり220千円

## 【補助率】

都10/10(令和6年度~令和8年度)

## 【令和6年度予算】

「子供家庭支援区市町村包括補助事業」(6.094,000千円)にて実施

## 学童クラブにおけるデジタル化推進事業について

## 事業の目的

学童クラブにおいて、業務のICT化を推進するとともに、オンライン会議やオンライン研修を行うために必要な経費、通訳サービス等の使用に必要な経費を支援することにより、利用環境を整備し、職員の業務負担軽減を図る。

## 事業の内容

## 【補助要件】

「放課後児童クラブ等におけるICT化推進事業」(国事業)を既に活用している、又は活用見込みであること。

## 【補助対象】

- (1)業務のICT化を行うためのシステムの導入(利用者の入退所の管理に関する機能、保護者との連絡に関する機能等)
- (2)研修のオンライン化
- (3) 通訳や翻訳のための機器の導入

#### 【補助基準額】

- 1支援単位当たり
- (1)及び(2)の導入の場合 500千円
- (3)の導入の場合 150千円

## 【補助率】

都1/2、区市町村1/2

## 【令和6年度予算】

「子供家庭支援区市町村包括補助事業」(6.094,000千円)にて実施

#### 【参考】放課後児童クラブ等におけるICT化推進事業(国事業)

<子ども・子育て支援交付金>

補助対象	①業務のICT化を行うためのシステムの導入(利用者の入退所の管理に関する機能、保護者との連絡に関する機能等) ②研修のオンライン化 ③通訳や翻訳のための機器の導入 ※申請は1支援単位で1回限り
補助基準 額	1支援単位当たり ①②の導入:500千円、③の導入:150千円
補助割合	国1/3 都1/3 区市町村1/3

# 放課後児童支援員資質向上研修・認定資格研修について

## 放課後児童支援員等資質向上研修

## ◆趣旨·目的

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。) 第10条第1項に規定する放課後児童支援員であって、一定の勤務経験を有する者に対して、必要な知識及び技術の習得並び に課題や事例を共有するための研修を行うことにより、放課後児童支援員の資質の向上を図ることを目的として実施する。

#### ◆受講対象者

都内に所在する放課後児童クラブに現に従事している者で、5年以上の勤務経験を有し、かつ放課後児童支援員認定資格研修を修了した者

## ◆実施主体

都道府県、区市町村(一部委託可)

## ◆国庫補助

子ども・子育て支援対策推進事業費補助金(補助率:国1/2、都道府県・区市町村1/2)



## 放課後児童支援員認定資格研修

#### ◆趣旨·目的

基準第10条第3項の各号のいずれかに該当し、放課後児童支援員として学童クラブに従事しようとする者に、業務遂行における基本的な考え方や心得、必要最低限の知識・技能を習得させることを目的として実施し、研修を修了した者を有資格者である放課後児童支援員として認定する。

#### ◆受講対象者

基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者で、放課後児童支援員として放課後児童健全育成事業に従事しようとする者の内、以下のとおりとする。

ア:都内に所在する放課後児童クラブに現に従事している者 イ:ア以外の者で、都内に現住所を有する者

#### ◆実施主体

都道府県、指定都市(一部委託可)

#### ◆国庫補助

子ども・子育て支援対策推進事業費補助金(補助率:国1/2、都道府県1/2)



